

第5期 平成24年度～平成26年度 介護保険料が 改定されました

問い合わせ先 医療介護課 ☎43・6947

65歳以上の第1号被保険者の保険料は3年ごとに
見直すこととされています。

計画期間中に必要な保険給付費を101億5千6百万
円と見込み、そのうち、第1号被保険者にご負担い
ただく額（保険給付費の21%）を、3年間の延べ被
保険者数で割ることにより、基準月額を算定します。

第5期計画期間(平成24年度～平成26年度)の第1号被保険者の介護保険料

第4期(平成21～23年度)					第5期(平成24～26年度)				
段階	対象者の内容	率	保険料		段階	対象者の内容	率	保険料	
			月額	年額				月額	年額
1	生活保護、市民税世帯 非課税で老齢福祉年金 受給者	0.5	1,650	19,800	1	(現行のまま)	0.5	2,175	26,100
2	市民税世帯非課税 課税年金収入額+合計 所得金額≤80万円	0.5	1,650	19,800	2	(現行のまま)	0.5	2,175	26,100
3	市民税世帯非課税 (第2段階以外)	0.75	2,475	29,700	3	(現行のまま)	0.75	3,263	39,150
4	本人が市民税非課税 課税年金収入額+合計 所得金額≤80万円	0.85	2,805	33,660	4	(現行のまま)	0.85	3,698	44,370
	本人が市民税非課税 (上記以外)	1	3,300	39,600		(現行のまま)	1	4,350	52,200
5	本人が市民税課税 (合計所得金額125万円 未満)	1.15	3,795	45,540	5	(現行のまま)	1.15	5,003	60,030
6	本人が市民税課税 (合計所得金額125万円 以上200万円未満)	1.25	4,125	49,500	6	本人が市民税課税 (合計所得金額125万円 以上190万円未満)	1.25	5,438	65,250
					7	本人が市民税課税 (合計所得金額190万円 以上200万円未満)	1.35	5,873	70,470
7	本人が市民税課税 (合計所得金額200万円 以上)	1.5	4,950	59,400	8	本人が市民税課税 (合計所得金額200万円 以上)	1.5	6,525	78,300

※月額は小数点以下を四捨五入しています。

後期高齢者医療制度 平成24・25年度の 保険料率が決定 しました

後期高齢者医療制度の保険料を決める基準で
ある保険料率（均等割額と所得割率）は2年ごと
に見直されます。

広域連合決算剰余金約31億円の全額活用と、兵庫県に設置されてい
る財政安定化基金から約68億円を取り崩し、約99億円を繰り入れる
ことにより、一人当たり保険料額の上昇幅を4,310円（均等割額を2,079
円、所得割率を0.91ポイント）、6.09%の伸び率の上昇に抑えています。

保険料の計算方法

個人ごとの保険料額は7月中旬に保険料額決定通知書でお知らせします。

年間保険料額

一人あたりの年間保険料
上限**55万円**

= **均等割額**
(46,003円) +

所得割額

※(総所得金額等-33万円)×
所得割率9.14%

年間の保険料は一人ひとりが等しく負担する「均等割額」
と前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となりま
す。保険料額（年額）の上限が50万円から55万円に変更と
なります。

※総所得金額等とは収入額から控除額を引いた金額です
(ここでいう控除額とは、公的年金等控除額、給与所
得控除額、必要経費のことをいい、所得控除(社会保
険料控除、扶養控除等)は含みません)。

所得の低い人の軽減

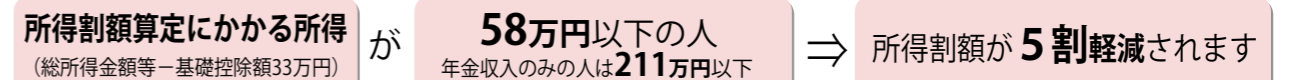
次の場合、平成23年中の所得に応じて平成24年度の保険料額が軽減され
ます。軽減割合は平成23年度と同じです。

①均等割額の軽減 平成23年中の世帯(世帯主と世帯内の被保険者)の総所得金額等が次に当てはまる場合、均等
割額が軽減されます。



※65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大15万円を控除し、軽減判定されます。
注1)本来は7割軽減ですが、軽減措置により平成24年度は8.5割軽減となります。

②所得割額の軽減



被扶養者だった人の軽減

制度に加入する前日に、会社の健康保険などの被用者保険の被扶養
者だった人は、当分の間、所得割額はかからず、均等割額が5割軽減
されます。さらに特例として、平成24年度は均等割額が9割軽減され、年額4,600円となります。なお、国民健康
保険・国民健康保険組合に加入されていた人は対象にはなりません。

既に、後期高齢者医療制度の被保険者(65歳～74歳の一定の障害がある人)となっている場合でも、障害認定の
撤回届を提出し、国民健康保険に加入することで、保険料の負担が軽くなる場合があります。詳しくは、医療介
護課国保医療係までお問い合わせください。

問い合わせ先 ・医療介護課 国保医療係 ☎43・6813 (資格・給付に関すること)
・税務課 市民税係 ☎43・6803 (保険料の納付に関すること)
・兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎078・326・2021 (保険料額の決定に関すること)